

令和7年度版

就学相談にあたって



渋谷区教育委員会

目 次

はじめに		
渋谷区の特別支援教育	1
I 就学相談について	2
II 就学までの流れ	3
相談の予定	4
III 就学相談の流れ	5
渋谷区の連続した支援体制	7
IV 学校・学級等の種別	8
1 特別支援学校		
(1) 都立特別支援学校		
(2) 国立・私立特別支援学校		
◆ 副籍制度について		
2 特別支援学級等（小学校・中学校）		
(1) 知的障害学級		
(2) 自閉症・情緒障害学級		
◆ 「交流及び共同学習」の展開イメージ図		
(3) 難聴・言語障害通級指導学級（小学校）		
(4) 特別支援教室		
(5) 弱視通級指導学級		
V 転学相談の申込方法	19
VI 入学してからの特別支援教室の利用・ 通級指導学級の入級申込方法	19
VII 就学支援シートの活用	20
VIII 相談機関のご案内	22
*就学相談 ～よくある質問～	24

◆はじめに

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。
(文部科学省ホームページより抜粋)

◆渋谷区の特別支援教育

渋谷区の特別支援教育は、障がいの有無にかかわらず、全ての児童・生徒がもてる能力を十分に発揮して、将来、社会の一員として豊かな人生を生きていく基礎的な力の育成を基盤としています。

渋谷区では区立の特別支援学級から小・中学校の通常の学級に至るまで、多様な学びの場を用意しております。

また、渋谷区教育委員会では、都立の特別支援学校への就学・転学の窓口となり、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。

この冊子では特に、渋谷区立小・中学校の特別支援学級（固定学級、通級指導学級・特別支援教室）と就学相談の申込み方法についてご紹介いたします。

一人で悩まず、相談を…

お子様の就学や学校生活で心配な事がありましたら、**教育センター教育相談係（電話：03-3463-3479）**へご相談ください。

例えば…

- ものが見えにくい。
- 動作や歩き方（手や足）に、ぎこちなさがある。
- ことばがはっきりしない。あまり話さない。
- 理解や記憶が苦手である。
- 着替えやトイレで、時間がかかる。手助けが必要。
- こだわりが強すぎる気がする。
- 友達と上手に遊べない。すぐけんかになる。
- じっとできなくて、落ち着きがない。
- 相手の目を見て挨拶や話が出来ない。

※お子様のもつ力を十分に伸ばし、生き生きとした楽しい学校生活を送ることのできる教育の場や、具体的な支援の形を専門の相談員が保護者様と一緒に考えます。

I 就学相談について

☆就学相談とは

就学相談とは、様々な教育の場を紹介しながら、お子様が持っている力を伸ばすためにどのような環境や学習が必要なのか、お子様の教育的ニーズ等に応じて、保護者様と共に考え、最もふさわしい就学先を相談する場です。

小学校就学にあたっての相談だけでなく、中学校就学の相談も受け付けております。

なお、就学相談は保護者様からの申請によって始まり、保護者様の了解をもって就学先を決定し、終了します。

必要に応じて、相談は継続されます。保護者様のご意向と就学相談の検討結果の合意が図れない場合は、学校が主体となり、『継続相談』を行います。

☆主な学びの場（詳しくは P.8 以降へ）

都立特別支援学校への就学の場合

- 都立特別支援学校（視覚、聴覚、知的、肢体不自由等）

区立小・中学校への就学の場合

- 特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）
- 通常の学級
- 特別支援教室の利用
- 難聴・言語障害通級指導学級

☆就学相談の申込方法

渋谷区では、来年度に知的障害学級、自閉症・情緒障害学級（固定学級）又は都立特別支援学校へ就学を希望する場合は、就学相談への申込みが必要です。お早めに下記までご連絡ください。

渋谷区教育センター教育相談係

（住所）〒150-0042 渋谷区宇田川町5-6

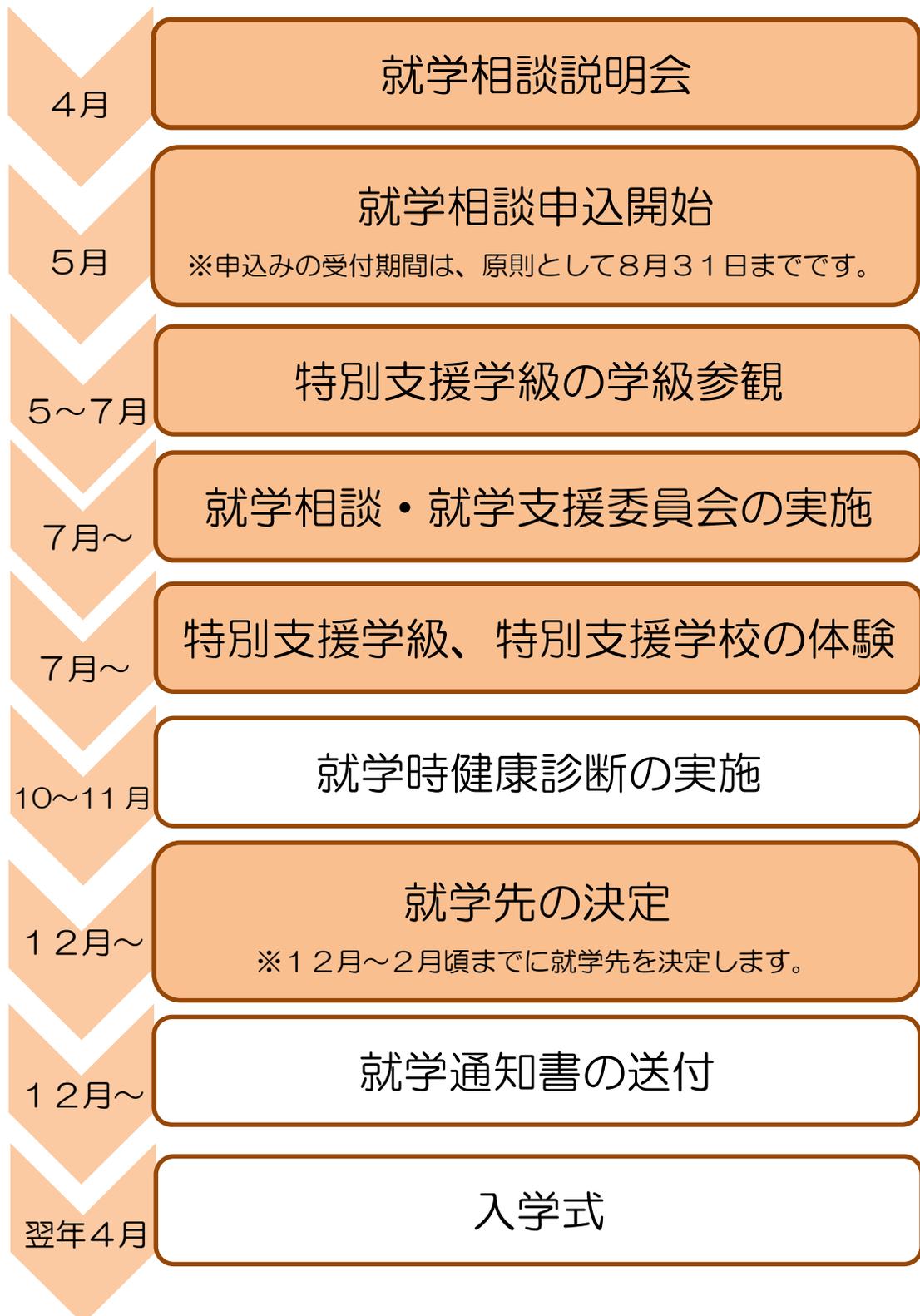
渋谷区子育てネウボラ6階

（電話）03-3463-3479（直通）

（オンライン予約 QRコード）



Ⅱ 就学までの流れ



【担当所管】

- 就学相談（着色箇所）・・・ 教育センター教育相談係 (03-3463-3479)
- 就学時健康診断・・・・・・ 学務課学校事業係 (03-3463-2989)
- 就学通知書の送付・・・・・・ 学務課学事係 (03-3463-2986)

相談の予定

担当の相談員と、実施する項目を確認して進行管理をしましょう。

項目	日時	内容	MEMO
面談申込	月 日	教育センター教育相談係へ電話申込み、またはホームページからオンライン予約 03-3463-3479（直通）	
初回面談及び 就学相談申込み	月 日 時 分～ 場所：渋谷区子育てネウボラ等	担当相談員（ ） ※持ち物 ・母子手帳 ・就学相談票 ・発達検査、診断書のコピー ・保護者アンケート	
在籍園での観察	在籍園との日程調整は 面談後、担当相談員が 行います。	担当相談員が、幼稚園・保育園 でのお子様の様子を見に行きま す。	
就学相談・ 就学支援委員会	月 日 時 分～ 場所：	① 親子医師面接 ② 行動観察 ※2時間程度かかります。	
検討結果の お知らせ	月 日	就学相談・就学支援委員会の翌 開庁日に、就学支援委員会での検 討結果を教育センターから電話で お知らせします。	
面談	月 日 時 分～ 場所：渋谷区子育てネウボラ等	保護者様が希望される等の場 合、就学支援委員会での検討結果 を面談でお伝えします。	
体験 ・特別支援学校 ・特別支援学級（知的）	月 日 時 分～ 場所：	体験できるのは各校種1校です。 ※体験時間 1時間程度 持ち物 上履き等 （事前に担当相談員からお伝えします）	
就学通知	12月下旬以降	渋谷区教育委員会（学務課学事 係）から通知します。また、相談 の状況により通知の時期が異なる 場合があります。 都立特別支援学校に決定した場 合は、東京都教育委員会から通知 します。	

Ⅲ 就学相談の流れ

1 就学相談の申込み

5月～8月

教育相談係に電話やオンラインで早めに相談の申込みをしてください。
※申込みの受付期間は、5月1日から8月31日までです。

2 就学相談員との面談

渋谷区子育てネウボラ等で、就学相談員が面談を行い、お子様の具体的な生活の状況や必要な支援の内容、就学先の希望等を伺います。

※面談の際の持ち物は P.24 へ

また、「同意書」等の記入をしていただき、関係機関からのお子様に関する資料を合わせて「就学支援ファイル」を作成します。

「就学支援ファイル」は、就学支援委員会の際の検討資料として使用し、入学後は、入学指定校に引き継ぎます。

3 関係機関から資料の取寄せ、行動観察の実施

お子様が通っている幼稚園、保育園、療育機関等から資料を取り寄せます。また、就学相談員が、幼稚園、保育園、学校等でお子様の行動観察を行います。必要に応じてお子様の発達検査を実施します。

4 就学相談・就学支援委員会の開催

就学支援委員会（渋谷区立小中学校長、教諭、都立特別支援学校教諭、医師、公認心理師等により構成）において、医師面接及び行動観察の結果並びに関係機関からの資料等に基づいて、お子様の教育的ニーズに適した学びの場について検討します。

自閉症・情緒障害特別支援学級については、11月頃自閉症・情緒障害専門部会を開催し、より詳細な入級検討を行います。検討の結果、入級できない場合があります。

【主な内容】

◇就学支援委員会の委員（医師）による診察及び面接

（保護者様とお子様と一緒に受けます。）

◇就学支援委員会の委員（校長・教諭・療育機関関係者等）による行動観察

5 検討結果の連絡・相談

教育委員会は、上記の結果を踏まえ、お子様・保護者様のご意向、専門家の意見その他の事情を総合的に勘案して、就学先について意見をお伝えします。必要に応じて、継続して相談を行います。

6 就学先の決定

特別支援学級等の体験を行い、保護者様が選択します。

就学先については、お子様・保護者様の選択を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成の上、2月頃までに教育委員会が就学先を決定します。

区立小・中学校への就学の場合（渋谷区教育委員会）

- 特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）
- 通常の学級と特別支援教室の利用
- 通常の学級と難聴・言語障害通級指導学級
- 通常の学級

都立特別支援学校への就学の場合（東京都教育委員会）

- 都立特別支援学校（視覚、聴覚、知的、肢体不自由等）

※渋谷区教育委員会から東京都特別支援教育推進室に就学支援ファイルを提出します。その後、東京都教育委員会が保護者様と就学相談を行います。

7 就学通知書の送付

12月末～就学先決定次第

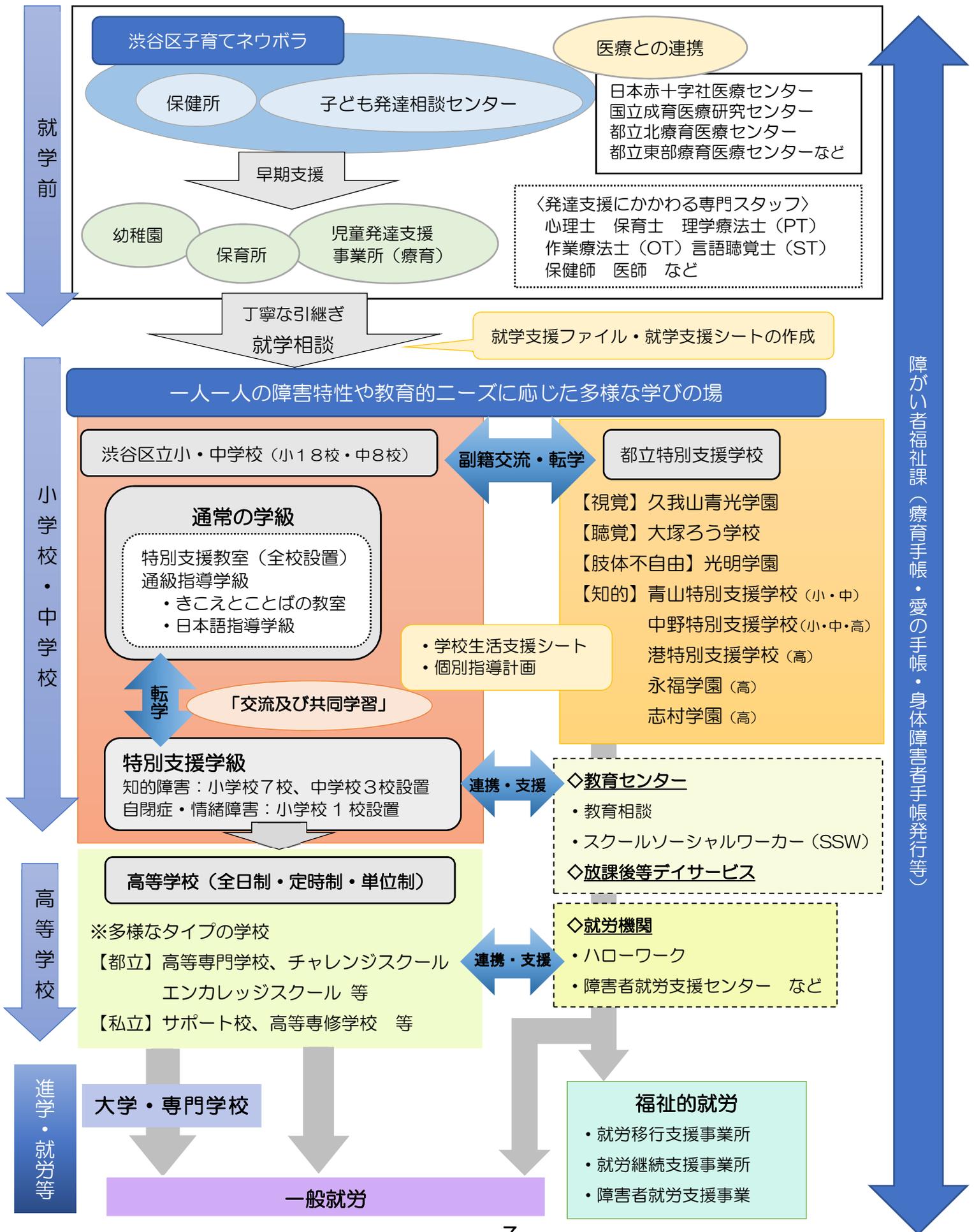
学務課学事係から通知します。都立特別支援学校に就学する場合は、東京都教育委員会から通知します。

8 就学支援ファイルの引継ぎ

2月～3月

就学相談の過程で作成した「就学支援ファイル」（就学相談票、面接票、児童・生徒実態把握票、医師面接記録等の資料）は、渋谷区教育委員会から入学指定校に送付いたします。入学後、学校において個別指導計画の作成等に活用させていただきます。

渋谷区の連続した支援体制（教育・福祉）



Ⅳ 学校・学級等の種別

一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばせるように、子供たちの発達段階や個別の教育的ニーズに応え、適切な教育ができるよう、様々な教育の場があります。

1 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています（学校教育法第72条）。

（1）都立特別支援学校

都立特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科があり、単一の障がいをもつ幼児・児童・生徒で構成される普通学級（6人で1学級）と、複数の障がいをもつ生徒で構成される重度重複学級（3人で1学級）があります。

また、重度の障がいにより自宅から登校が困難である場合又は病院に長期入院をしている場合は、教員が児童・生徒の自宅又は病院へ出向いて指導を行う「訪問学級」や院内学級を置いている学校もあります。

《都立特別支援学校の特色》

- 児童・生徒一人当たりに対する教職員数が小・中学校に比べて多く、専門性が高い。
- 一人一人の障害特性に応じた教材、設備がある。
- 学区が広く、自力で通学できない児童・生徒が多いのでスクールバスを運行している。
- 医療的ケアが必要な児童・生徒も多いので、看護師が常駐している学校がある。
- 居住する学区域の小・中学校との副籍交流（P.10）がある。

《都立特別支援学校のための就学相談》

都立特別支援学校の小学部及び中学部へ就学を希望される場合は、保護者様から教育センター教育相談係に、まずはお電話または、オンラインでお申込みください。

渋谷区での就学相談の後、最終的な決定と学校の指定は東京都教育委員会が行います。受付から決定までには見学・体験に時間がかかりますので、お早目にお申込みください。

また、次のような場合は、通常の就学相談とは異なります。

- ・重症心身障害児施設（島田療育センターなどの指定施設）に入所している幼児
- ・盲学校及びろう学校の幼稚部に在籍し、在籍校の小学校へ就学を希望する幼児

詳しくは、渋谷区教育センター教育相談係までお問い合わせください。

《都立特別支援学校一覧》

種別	学校名	所在地	設置学部	電話番号	
都立特別支援学校	青山特別支援学校	港区南青山 2-33-77	小・中	(3478) 5061	
	知的 中野特別支援学校	中野区東中野 5-12-1 (令和7年4月～)	小・中・高	(3365) 6600 (令和7年4月～)	
	港特別支援学校	港区港南 3-9-45	高	(3471) 9191	
	肢体 光明学園	世田谷区松原 6-38-27	小・中・高	(3323) 8421	
	視覚 久我山青光学園	世田谷区北烏山 4-37-1	幼・小・中	(3300) 6235	
	聴覚	大塚ろう学校	豊島区巣鴨 4-20-8	幼・小	(3918) 3347
		大塚ろう学校 永福分教室	杉並区永福 1-7-28	幼・小	(3323) 8376
		中央ろう学校	杉並区下高井戸 2-22-10	中・高	(5301) 3034
	病弱 光明学園	世田谷区松原 6-38-27	小・中・高	(3323) 8421	

《都立特別支援学校（知的障害）の学区域》

特別支援学校の学区域は、下記のとおりです。詳細は、各学校にお問い合わせください。

※令和7年度現在

学校名（小・中等部）	町名等
東京都立中野特別支援学校	笹塚、幡ヶ谷、本町、大山町、西原、初台、元代々木町、上原、富ヶ谷二
東京都立青山特別支援学校	上記以外

(2) 国立・私立特別支援学校

国立大学には、附属の特別支援学校を設置している学校があります。また、都内には私立の特別支援学校もあります。

これらの学校は、直接当該校にご相談ください。また、入学が決まりましたら、入学許可書等を学務課学事係にご提出ください。

～副籍制度について～

◆副籍制度とは

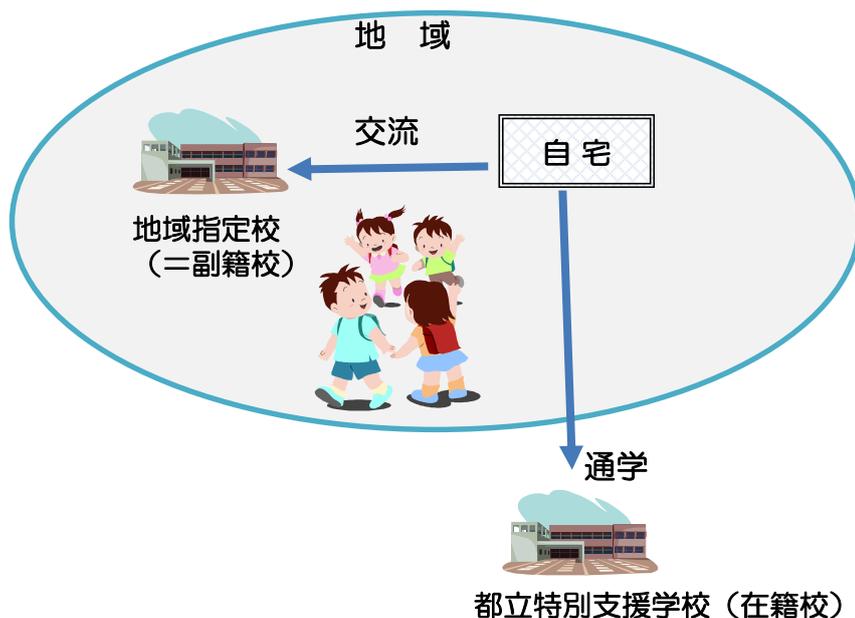
都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

◆副籍の対象及び交流する学校

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員が対象となります。地域指定校（＝副籍校）の決定は、渋谷区教育委員会が行います。（原則、学区域の学校となります。）

◆副籍の種類

① 直接的な交流	地域指定校の行事、授業等に参加して交流します。
② 間接的な交流	学校便り、行事案内の交換等により交流します。
③ 副次的な籍のみ置く	地域の学校に副次的な籍は置きますが、交流は行いません。



2 特別支援学級等

渋谷区立小・中学校に設置している特別支援学級の種別は、特別支援学級に在籍して継続的に指導・支援を受ける固定学級、通常の学級に在籍しながら一部特別な指導・支援を受ける通級指導学級があります。

＜特別支援学級設置一覧＞

	知的障害	自閉症・情緒障害	難聴・言語障害
小学校	固定学級（7校）	固定学級（1校）	通級指導学級（1校）
中学校	固定学級（3校）		

（1）知的障害学級（固定学級 小学校・中学校）

様々な要因によって知的発達に遅れがみられ、物事を判断することや筋道を立てて考えることが苦手、又は応用する力が弱く、学校での集団生活になじみにくい傾向のあるお子様を、一人一人の障がいの状況に照らして、「一人一人に応じた確かな学力」「心身の健康・安全」「対人関係の改善、集団への参加」「基本的生活習慣の育成」等を教育目標の中心として教育を行っています。

＜知的障害学級の特徴＞

- 一人一人の能力・特性・発達段階に応じて、将来を見据えた自立への基礎的・基本的な知識・技術を少人数制の学級で学習します。
- 通常の学級との「交流及び共同学習（P.14参照）」を実施しています。
- 学校・学年行事への参加のほか、区内の特別支援学級の交流を図る目的で、連合事業（宿泊行事、遠足、展覧会等）を実施しています。

《令和7年度 知的障害学級一覧》

学校名（設置校）	学級名	所在地	電話番号 （学校代表）	
小学校	神南小学校	わかくさ	宇田川町5-1	(3464) 0659
	臨川小学校	つくし	広尾 1-9-17	(3441) 3012
	幡代小学校	幡代	初台 1-32-12	(3370) 2482
	富谷小学校	いずみ	上原 1-46-4	(3467) 7892
	中幡小学校	4組	幡ヶ谷 3-49-1	(3376) 1372
	鳩森小学校	ちはと	千駄ヶ谷 5-9-1	(3352) 3780
	渋谷本町学園	E組	本町 4-3-1	(3373) 3201
中学校	鉢山中学校	I組	鶯谷町 9-1	(3463) 1583
	上原中学校	明星	上原 3-41-2	(3460) 0666
	渋谷本町学園	F組	本町 4-3-1	(3373) 3201

※知的障害学級は、児童・生徒の人数（全ての学年を合わせます。）が8人で1学級となります。担任は、学級数+1名が配置されます。

※渋谷区では、各学級数、児童・生徒数、障がいへの支援の程度やその他の状況に応じて、児童・生徒の介助や教員の補助を行う特別支援学級補助員、介助員を配置しています。

※各学級への見学は、学校公開日や学級参観をご利用ください。また、体験を希望する場合は、教育センター教育相談係にお問い合わせください。

(2) 自閉症・情緒障害学級（固定学級 小学校）

自閉症や選択性緘黙（かんもく）などの情緒障害により、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しく、常時少人数の学習環境が必要な児童のための学級です。1学級あたり8人以内という少人数学級の中で、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指し、通常の学級に準じた学年相応の教科学習を行います。

《自閉症・情緒障害学級の特徴》

- 学習の一部を「自立活動」の時間に設定し、児童の障がいの状態や発達の段階に応じて必要な内容を授業で行います。例えば、体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、自分の気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。
- 教室は、独立して静かな環境で学習することができるようにパーティション等を活用した個別学習のできる空間と、小集団での活動ができるようにグループ学習スペースを設置しています。また、不安やストレスを感じたときに気持ちを休ませ落ちつかせるための空間（カームダウンスペース）を用意しています。

《令和7年度 自閉症・情緒障害特別支援学級》

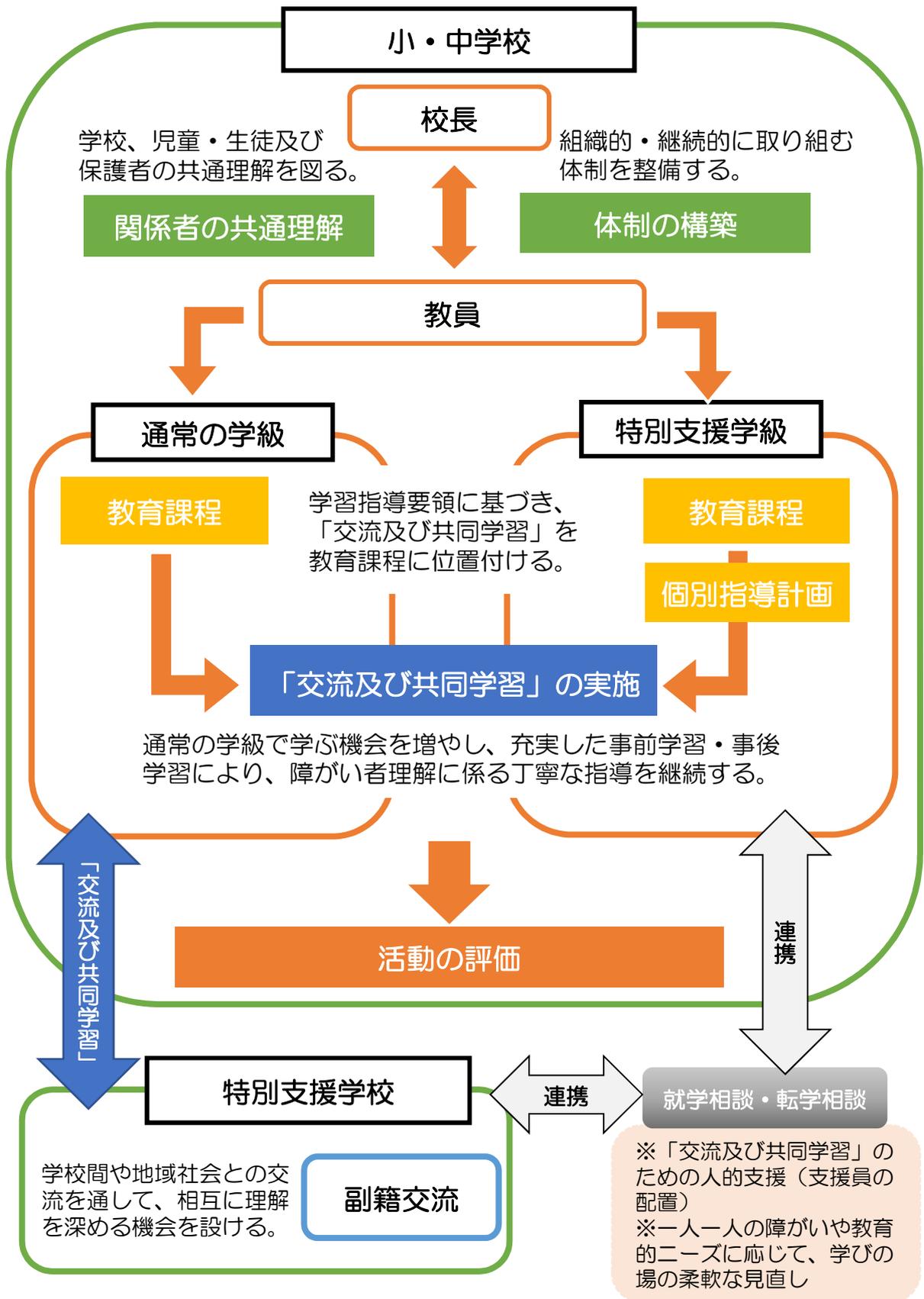
学校名（設置校）	学級名	所在地	電話番号（学校代表）
常磐松小学校	7組（コスモ学級）	東1-7-10	(3407) 3225

※自閉症・情緒障害特別支援障害学級は、児童の人数（全ての学年を合わせます。）が8人で1学級となります。担任は、学級数+1名が配置されます。

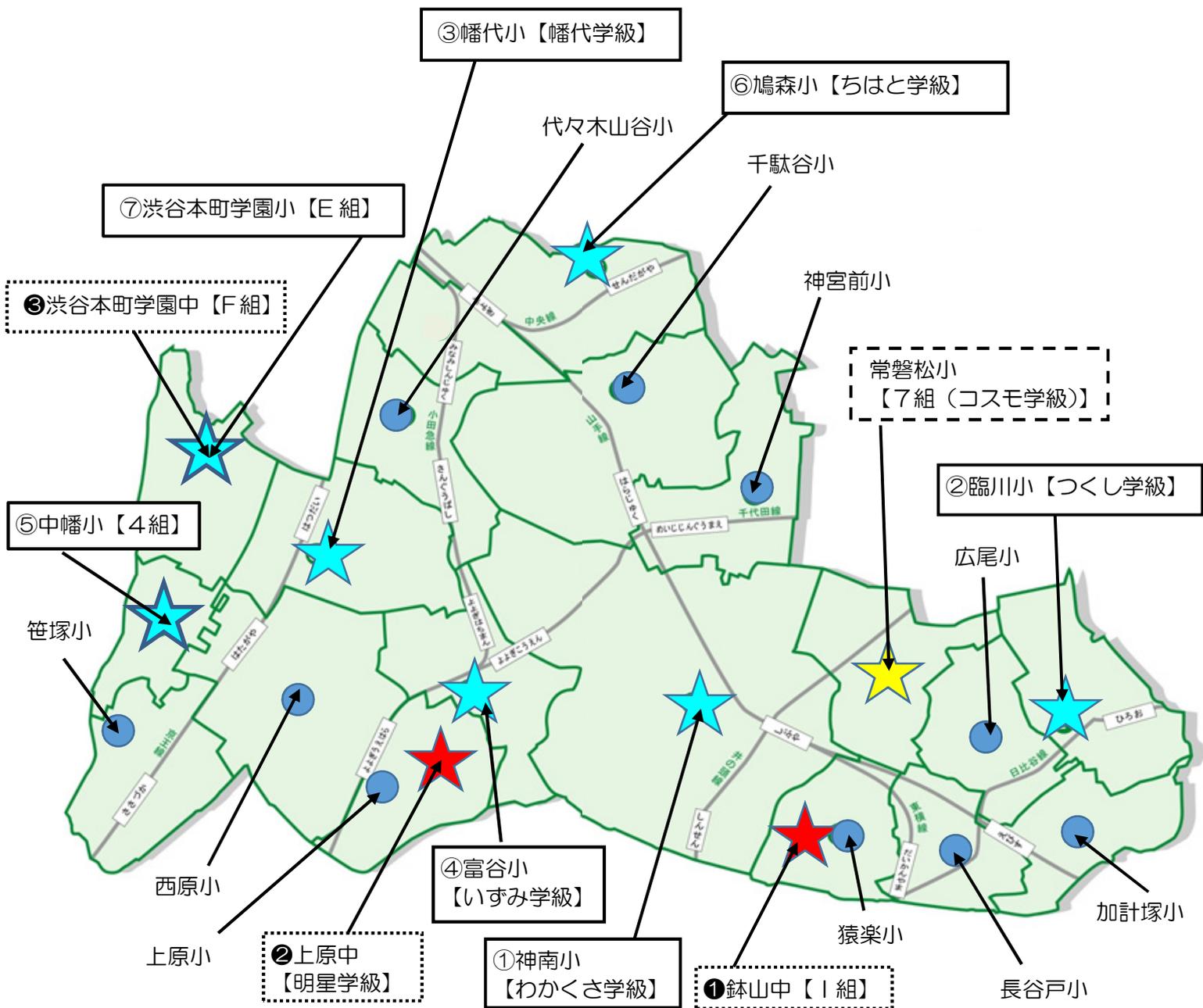
※渋谷区では、児童の指導や教員の補助を行う自閉症・情緒障害特別支援学級担当指導教員及び児童のサポートを行う支援員を配置しています。

※施設見学は学校公開日をご利用ください。なお、在籍児童への配慮のため自閉症・情緒障害特別支援学級の学級参観はできません。

「交流及び共同学習」の展開イメージ図



渋谷区立小学校・中学校 特別支援学級配置図



(3) 難聴・言語障害通級指導学級（小学校）

全般的な知的発達に遅れのないものの、「聞こえが気になる」、「サ行がタ行になる等の発音の歪みがある」、「吃音がある」、「語彙が少ない」等、きこえやことばに困難さのある通常の学級に在籍するお子様のために通級による指導を行う学級です。

《難聴・言語障害通級指導学級の特徴》

- 児童は、区内の小学校の通常の学級に在籍し、決められた時間に、この教室に通って指導を受けます。
- 渋谷区では、神南小学校に設置しています。
- 一人一人の児童の実態に合わせた個別指導計画を作成し、教材や指導方法・指導形態などを工夫して指導しています。
- 児童の実態に応じて、1回45分～90分・週1回～数回の指導を行っています。
- 個別指導を基本とし、必要に応じてグループ活動を行うなど、児童の課題に応じた方法で指導をしています。
- 専門機関との連携や、心理・医学・教育等の専門家による診断や助言を受けながら指導をしています。
- 通級指導学級へ通級した日は、在籍校では出席扱いとなります。通級には、保護者様の送り迎えが必要です。
- 年度の途中であっても、必要に応じて入級・退級があります。難聴・言語障害通級指導学級は、巡回指導はありません。

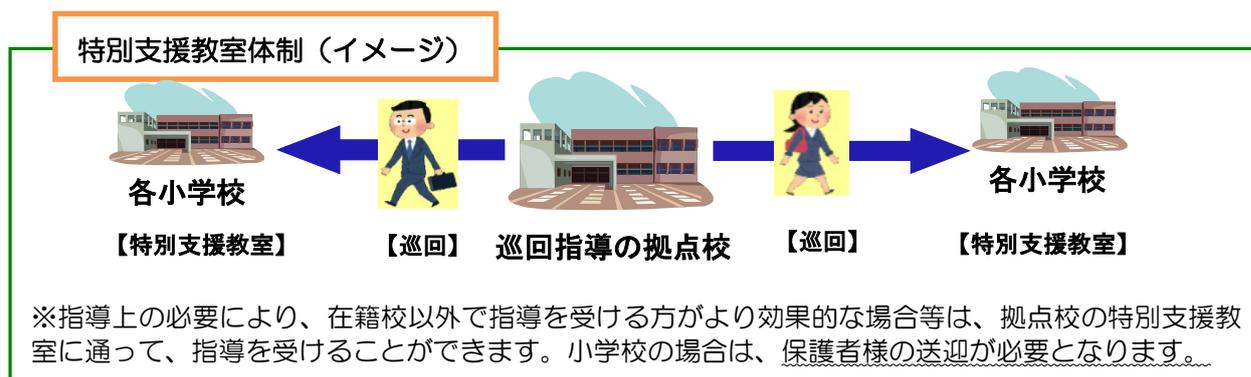
《令和7年度 難聴・言語障害通級指導学級》

学校名（設置校）	学級名	所在地	電話番号（学校代表）
神南小学校	きこえとことばの教室	宇田川町5-1	(3464) 0659

(4) 特別支援教室

一般的な知的発達に遅れのないお子様で、通常の学級での学習におおむね参加でき、発達障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）により、一部特別な支援を必要とするお子様を対象に、「特別支援教室拠点校」に在籍する専門性の高い教員が在籍校へ出向き、お子様の状態に応じた巡回指導を行います。

指導対象のお子様は、在籍学級から校内に設置された「特別支援教室」に特別な指導を受けに行きます。指導は、個性や能力、発達状況により内容や指導日数・時数を決め、個別指導又は小集団指導で行います。



《支援の対象となるお子様》

- コミュニケーションがうまく図れない。
- 相手の立場になって考えることが難しい。
- 注意を集中し続けることが難しい。
- 授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまったり、他の人がしていることを邪魔したりしてしまう。
- 音読が苦手である。
- 書くことが苦手である。
- 計算が苦手である。

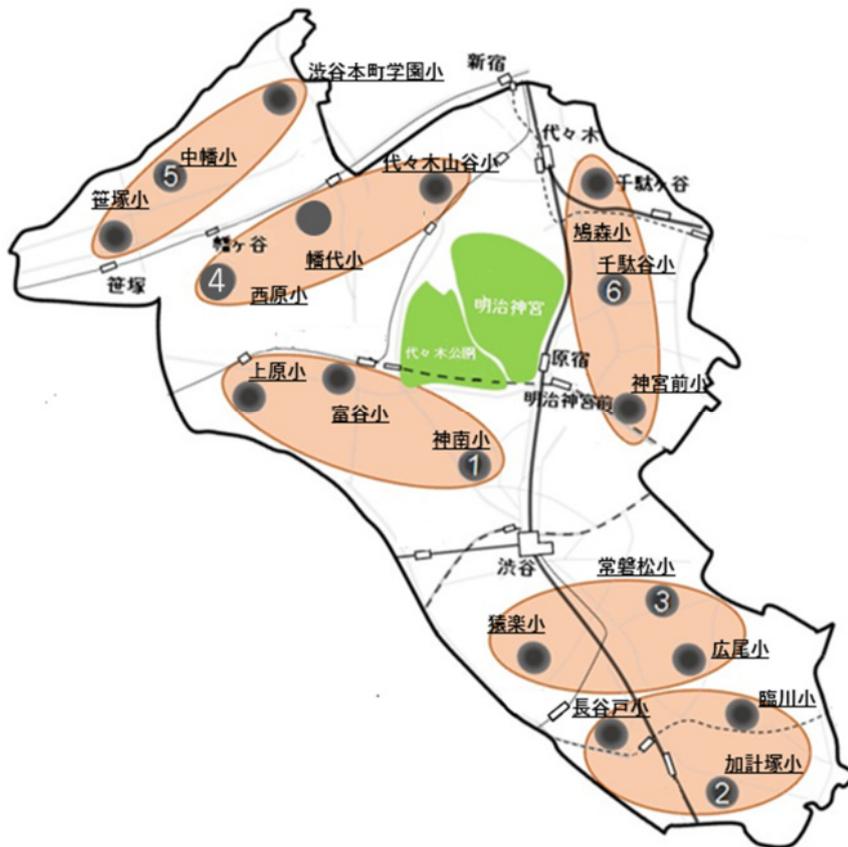
等の困難さがあり、個々のニーズに応じた指導を行うことで、より一層の効果が期待できるお子様であること。

《特別支援教室の指導内容（例）》

- ロールプレイ等で、適切な会話ができるようにするための指導
- 物語の登場人物の気持ちを考える等の指導
- 必要な情報を少なくし、いくつかの情報の中から必要なものに注目できるようにするための指導
- 順番に人の話を聞く等、ルールに従って行動できるようにするための指導
- 自分にあった学習方法を習得し、その方法を取り入れて、国語や算数等の学習ができるようにするための指導

《令和7年度 特別支援教室拠点校一覧》

学校名（拠点校）	教室名	所在地	巡回指導校	電話番号 (学校代表)	
小学校	① 神南小学校	ふたば	宇田川町5-1	上原小 富谷小	(3464) 0659
	② 加計塚小学校	しらうめ	恵比寿 4-21-10	臨川小 長谷戸小	(3441) 5571
	③ 常磐松小学校	ゆずりは	東 1-7-10	広尾小 猿楽小	(3407) 3225
	④ 西原小学校	いちょう	西原2-22-1	代々木山谷小 幡代小	(3466) 3351
	⑤中幡小学校	やまぶき	幡ヶ谷 3-49-1	笹塚小 渋谷本町学園小	(3376) 1371
	⑥千駄谷小学校	かやのき	千駄ヶ谷 2-4-1	鳩森小 神宮前小	(3401) 1707
中学校	代々木中学校	くすのき	西原 1-46-1	広尾中 鉢山中 上原中 原宿外苑中 笹塚中 松濤中 渋谷本町学園中	(3466) 0182



(5) 弱視通級指導学級

弱視学級は、拡大鏡等の使用によって通常の文字等の視覚による認識が困難な程度の児童・生徒を教育する学級です。

児童・生徒は、通常の学級に在籍し、決められた時間に、この教室に通い指導を受けます。渋谷区に設置はありませんが、世田谷区や大田区、練馬区などに設置があります。

V 転学相談の申込方法

小学校・中学校在籍中での通常の学級から特別支援学級・特別支援学校への転学や、特別支援学級から通常の学級・特別支援学校への転学を希望される場合は、在籍校へご相談ください。

- ・転学について校長と十分に話し合い、転学相談申込書（保護者用）を在籍校に提出してください。
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級への転学については、7月～9月末までの申込とさせていただきます。

渋谷区教育委員会は、転学に関する在籍校の意見、在籍校における行動観察、発達検査等をもとに転学について検討します。

VI 入学してからの特別支援教室の利用・

通級指導学級の入級申込方法

特別支援教室や通級指導学級への入級申込みは、在籍校を通じてお申込みいただけます。入級を希望する場合は、在籍校へご相談ください。

なお、就学相談で「特別支援教室の利用がふさわしい」、「通級指導学級への入級がふさわしい」との検討結果が出た場合は、就学後、速やかに特別支援教室の利用又は通級指導学級への入級が出来ます。



Ⅶ 就学支援シートの活用

「就学支援シート」は、小学校入学にあたって、何らかの支援や配慮が必要なお子様の学校生活が、豊かで楽しいものとなるように、保護者様と就学前機関（幼稚園、保育園、療育機関等）がともに作成するものです。そして、お子様一人一人の成長・発達の歩みを大切に、学校生活への円滑な移行を支援するために活用されます。



(就学支援シート見本)

1 保護者 記入欄

お子さんのことについて、必要な事項を御記入ください。

① 得意なこと、好きな活動、伸ばしていきたいこと

② 支援・配慮が必要なこと (1 支援の必要がない 2 一部支援が必要 3 支援が必要)

	1	2	3
運動・生活			
ボール投げや、階段の昇降などの大きな運動			
はさみを使ったりひもを結んだりする細かい作業			
食事…箸を使って食べる			
衣類の着脱…ボタンやファスナーを止める			
排泄…大便、小便の始末、手洗い			
遊び道具の片づけ			
人との関わり			
友だちと触れ合ったり関わったりして遊ぶ			
集団の中で大人の指示を聞き取る			
簡単な決まり(ルール)の理解			
人の話を聞き取る			
自分の気持ちや要求をことばで表す			
人の表情から気持ちを理解する			
行動			
座って話を聞く場面で、座っている			
衝動的な行動をがまんする			
思うようにならないときに気持ちを切り替える			
学習			
鉛筆やクレヨンで線や丸を書く			
自分の名前が読める、書ける			
5までの数と量がわかる			
その他支援、配慮が必要なこと			

③ 就学後の学校生活について御家庭の意向、要望など

2 就学前機関(幼稚園・保育園等) 記入欄

① 成長・発達の様子

運動・生活	身体の様子、食事・排泄・睡眠の状態など
人との関わり	集団への参加、意思疎通の方法、言葉・指示に対する理解など
行動	性格・行動の特徴
学習	好きな遊び、学習への興味・関心など

② 指導内容・方法の工夫や必要な配慮等に関すること
大抵にしてきた指導の内容、効果のあった指導法、今後の指導に活かしてほしい工夫・配慮など

3 療育機関等 記入欄

施設名称	
発達検査の実施	あり / なし
大抵にしてきた指導の内容、効果のあった指導法、今後の指導に活かしてほしい工夫・配慮など	

【留意事項】
私は以上の内容を了解し、就学先の学校に提出します。
今後、子どもの支援のために記載内容が使用されることに同意します。

学校提出日 年 月 日 保護者自署 _____

活用できるのはどんな場合…

このシートは、就学するお子様の誰もが作成・活用できます。何らかの障がいがあると思われる、対人関係や集団への適応がうまくできない、文字や数の操作など、ある特定のことの習得が困難、また、音や感触などの感覚過敏があるなど、就学にあたって、学校へあらかじめ伝えておきたいことがあるお子様について、保護者様が希望する場合に活用します。

就学支援シートに記入することは…

- お子様の得意なこと、好きなこと、苦手なこと。
- 学校生活において配慮や支援が必要なこと。
- 就学後の学校生活に関する保護者様の意向・要望などに関すること。

この「就学支援シート」をもとに…

☆学校は、お子様が学校生活にスムーズに入れるよう、保護者様との個別面談を行います。

☆学校が、幼稚園・保育園・療育機関との引き継ぎを行います。

＊学校は、就学支援シートへの記載を行った幼稚園・保育園・療育機関等へ、入学後のお子様の様子をお伝えすることがあります。

☆学校は「就学支援シート」をもとに、保護者様と協力して「個別指導計画」を作成します。

＊学校への提出時期や面談の予約方法等は、教育センター教育相談係にお問い合わせください。TEL03-3463-3479 (直通)

＊就学相談を受けている場合、就学支援シートよりも詳しい内容を入学先に引き継ぐため、就学支援シートを作成する必要はありません。

＊就学支援シートの提出を希望する場合は、下記の場所で受け取ってください。渋谷区のホームページからもダウンロードすることができます。

【配布場所】 ※10月1日から配布します。

- 区内の区立・私立幼稚園、保育園、こども園
- 教育センター教育相談係（渋谷区子育てネウボラ6階）
- 教育センター特別支援教育係（渋谷区役所4階）
- 子ども発達相談センター（渋谷区子育てネウボラ7階）
- はあとぴあキッズ
- 代々木の杜ピア・キッズ

Ⅷ 相談機関のご案内

一人で悩まないで・・・

誰に相談していいのかわからないお子様の悩みに対しては、公的な相談機関があります。就学相談以外の相談も含め、渋谷区だけでなく東京都の相談窓口も紹介いたします。

《相談機関一覧》

渋谷区教育センター
住 所：渋谷区宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ6階 電話番号：教育相談 03-3463-3498・就学相談 03-3463-3479 支援内容：子供の健やかな成長のために、就学先・子育て・いじめなどの問題や悩みごとについて相談に応じています。 対 象：区内在住、在学の幼児から高校生程度までの子供とその保護者
渋谷区子ども発達相談センター
住 所：渋谷区宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ7階 電話番号：03-3463-3786 支援内容：子供の発達や育児について、不安や悩みなどの相談に応じます。また、18歳未満の児童発達支援等の利用に関する相談を行います。 対 象：区内在住の就学前の乳幼児とその家族及び関係機関
渋谷区子ども家庭支援センター
住 所：渋谷区宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ8階 電話番号：03-3463-3748 支援内容：区内在住の18歳未満の子供とその家庭に関する相談を行います。 対 象：18歳未満の子供と保護者
はあとびあ原宿はあとびあキッズ、代々木の杜ピア・キッズ
住 所：渋谷区神宮前3-18-37、渋谷区代々木2-35-1 電話番号：03-5412-0051、03-5371-1550 支援内容：発達に心配のある子供や障害のある子供が地域の中で十分に力を発揮し生活できるよう指導・支援を行います。 対 象：区内在住の集団療育を行う必要が認められる未就学児
はあとびあピッコロ
住 所：渋谷区代々木2-35-1 電話番号：03-5371-1550 支援内容：発音や吃音に関する言葉の発達への個別訓練指導を行います。 対 象：区内在住の言語聴覚訓練を必要とする未就学児

ファミリーサポートセンター
<p>住 所：渋谷区宇田川町 1-1 渋谷区役所5階 社会福祉協議会内</p> <p>電話番号：03-5457-0221</p> <p>支援内容：子育ての援助が必要な方（ファミリー会員）と子育ての援助ができる方（サポート会員）が登録し、サポート会員がファミリー会員のお子さんを保護者に代わり、保育園の送迎や預かりなどを行う会員制の子育て支援事業です。</p> <p>対 象：区内在住で生後6か月～小学校3年生までの子供を育てている方</p>
特別支援学校の教育相談室
<p>各特別支援学校では、教育相談の窓口を設置しています。</p> <p>詳細は、各学校へお問い合わせください。</p>
東京都教育相談センター
<p>住 所：新宿区北新宿 4-6-1（東京都子供家庭総合センター4階）</p> <p>電話番号：0120-53-8288（教育相談一般・東京はいじめ相談ホットライン）</p> <p>支援内容：幼児から高校生相当年齢までの子供の性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、体罰、高校への進級・進路などに関する相談を受け付けています。</p> <p>対 象：幼児から高校生相当年齢まで子供や保護者、学校の先生</p>
東京都発達障害者支援センター トスカ（TOSCA）
<p>住 所：世田谷区船橋 1-30-9</p> <p>電話番号：03-3426-2318</p> <p>支援内容：①本人及び家族に対する福祉の相談支援、②情報提供および他機関との連携、③コンサルテーション（専門家との相談・協議による方向づけ）、④普及啓発・研修</p> <p>対 象：東京都在住の発達障害の本人とその家族、医療や教育、福祉又は行政機関</p>
東京都児童相談センター
<p>住 所：新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター内</p> <p>電話番号：03-5937-2314</p> <p>支援内容：養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他相談</p>
東京都心身障害者福祉センター
<p>住 所：新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）</p> <p>電話番号：03-3235-2946</p> <p>支援内容：①身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、区市町村等への専門的な知識及び技術を必要とする相談、指導業務や医学的、心理学的、職業的判定（補装具の処方・適合判定）等</p> <p>②高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点として、高次脳機能障害のある方への相談・支援等</p> <p>③身体障害者手帳、愛の手帳の発行や、東京都重度心身障害者手当の支給等</p>

就学相談 ～よくある質問～

Q. 就学相談はいつからできますか？

A. 新入学の前年度（5歳児、小学校6年生）の5月から正式な申込みを受け付けます。それ以前の相談も可能です。※申込受付期間：5月1日～8月31日

Q. 就学相談では、どのようなことが相談できますか？

A. お子様の実態（障がいの程度など）を踏まえて、様々な教育の場の紹介、学校でできる支援や学習の進め方等について相談することができます。

Q. 就学相談に当たって、必要なものはありますか？

A. お子様の実態（障がいの程度など）が分かるもの、参考となる資料をお持ちください。（発達検査の結果、診断書、母子手帳、療育手帳、身体障害者手帳等）

Q. 都立特別支援学校と特別支援学級はどのように違うのですか？

A. 都立特別支援学校と特別支援学級については、対象としている児童・生徒の障がいの種別や程度が異なります。就学先の決定に当たっては、本人の障がいの程度、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況その他の事情を総合的に判断して決定します。

Q. 国立・私立特別支援学校を希望する場合、就学相談を受ける必要はありますか？

A. 渋谷区の就学相談を受ける必要はありません。入学が決定しましたら、入学許可書等を渋谷区教育委員会（学務課学事係）に提出してください。

Q. 特別支援学校や特別支援学級には、本人や保護者の希望により就学することができますか？

A. 特別支援学校又は特別支援学級へ就学を希望する場合は、必ず就学相談の申込みが必要です。就学相談の実施により、保護者様の意見を十分伺うとともに、教育学、医学、心理学その他の障がいがある児童・生徒の就学に関する専門的知識を有する者で構成された就学支援委員会において就学先を検討し、教育委員会が総合的に就学先を判断します。

Q. 特別支援学級の学級参観はありますか？

A. 特別支援学級の学級参観は、5月～7月に各校2回実施予定です。

Q. 教育委員会が総合的に判断した就学先と保護者が希望する就学先とが異なる場合、どのように就学先を決定しますか？

A. 保護者様の希望を最大限尊重するとともに、お子様にとって最適な学びの場に就学できるよう相談を繰り返し、合意形成の上、就学先を決定します。

Q. 特別支援学校又は特別支援学級の体験はできますか？

A. 教育センター教育相談係で日程調整を行っております。体験を希望する場合は、教育センター教育相談係にご連絡ください。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級については、体験は行っておりません。

Q. 就学後に、①通常の学級⇒特別支援学級又は特別支援学校、②特別支援学級から通常の学級又は特別支援学校に転籍・転学できますか？

A. 転籍・転学を希望する場合は、在籍校にご相談ください。
転籍・転学の適否については、行動観察、発達検査、専門的知識を有する者の意見等に基づき、渋谷区教育委員会が検討します。

Q. 学区域外の学校の特別支援学級を希望することは可能ですか？

A. 特別支援学級は、区内全ての特別支援学級を希望できます。通学の際の所要時間や、安全面等を確認した上で、お選びください。

Q. 特別支援学級の定員は、何人ですか？また、担任の数は、何人ですか？

A. 特別支援学級は、児童生徒の人数（全ての学年を合わせます。）が8人で1学級となります。担任は、学級数+1名が配置されます。

Q. 中学校の就学相談を受けていて、通常の学級と特別支援学級のどちらを選択するか決まっていない場合、「希望校調査書」の提出はどのようにしたらよいですか？

A. 中学校の希望校調査書は、提出期限までに全ての人が提出してください。
就学相談の結果、通常の学級に就学することになった場合、どの学校に入学したいかをよくお考えいただき、入学したい学校を必ずご記入ください。
なお、就学相談を申し込んでいる場合でも、学校選択希望制に関する優遇措置はありませんので、ご注意ください。
※希望校調査書の空欄部分に「就学相談中」の記載をお願いします。
※希望校調査書の提出先は、学務課学事係です。
※小学校（通常の学級）は地域指定校への入学となります。

Q. 入学前に、子どもの生活の状況や支援の内容を学校に伝える方法がありますか？

A. 「就学支援シート」をご活用ください。（P.20、21参照）
なお、就学相談の申込みをされた場合は、「就学支援ファイル」を教育委員会が作成し、入学校に引継ぎますので、「就学支援シート」の作成は必要ありません。

就学相談にあたって

令和7年 4月発行

渋谷区教育センター 教育相談係

〒150-0042

渋谷区宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ6階

TEL 03-3463-3479 直通

メール eec-kyoikucentersodan@shibuya.tokyo

(メール用QRコード)

